

合併処理浄化槽事業経営戦略

秋 田 県 八 峰 町
合併処理浄化槽事業特別会計
平成28年12月 策定

1 経営の基本方針

本町は、平成18年3月の誕生以降も人口減少が続いており、平成26年での人口減少率は、平成17年との比較で84.0%¹となっている。将来推計²においても平成47年人口が4,760人とされ、平成26年人口との比較で人口減少率は61.0%となる見込みである。加えて町内経済は、基幹産業である農業・水産業の低迷が続いており、普及促進のため受益者負担を伴う新たな浄化槽整備を行うことは、当面困難と考えられる。よって本経営戦略では、「現状維持」及び「収入の確保」を経営の基本方針とする。

2 計画期間

本計画の期間は、平成28年度から平成47年度までの20年間とする。

3 投資・財政計画（別紙）

3-1 投資試算に関する基本的考え方

本町の合併処理浄化槽事業は、平成22年度から事業を開始している。合併処理浄化槽の整備は、市町村設置型事業として開始し、平成24年度末で24基を設置して終了した。平成25年度以降は、個人設置型事業に移行して整備を続けている。

3-2 施設・設備の現状把握・分析、将来予測

3-2-1 施設更新

生活排水処理施設整備計画策定マニュアル³により、浄化槽躯体の耐用年数は30年、機器設備類⁴は7～15年とされている。躯体は計画期間に更新

¹ 住民基本台帳人口による。

² 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」による。

³ 平成13年1月に環境省が策定したマニュアル。このなかで、浄化槽躯体の使用実績を「30年～」と記載されたことから、一般的な認識として耐用年数を30年としている。

⁴ ブロワ等の曝気装置及びポンプ等の機器類を指す。

期に達しない。また、機器設備類の更新に要する費用は少額である。よって本試算では、施設の更新費用は見込まない。

3-2-2 施設整備

公共下水道及び集落排水事業処理区域以外の区域で、浄化槽による生活排水処理を進めるため、個人設置型事業を継続して実施する。対象区域の世帯数の見込みを推計人口より求める。浄化槽整備世帯数を毎年度2件とした場合の普及率をまとめたものが表1である。

表1 整備対象世帯数と普及率の推移

年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度
推計人口	293	287	281	275	269	263	257
世帯数(換算) ⁵	114	111	109	107	104	102	100
整備世帯数累計 ⁶	29	31	33	35	37	39	41
普及率	25.4%	27.9%	30.3%	32.7%	35.6%	38.2%	41.0%
年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成
項目	35年度	36年度	37年度	38年度	39年度	40年度	41年度
推計人口	251	245	239	232	225	218	212
世帯数(換算)	97	95	93	90	87	84	82
整備世帯数累計	43	45	47	49	51	53	55
普及率	44.3%	47.4%	50.5%	54.4%	58.6%	63.1%	67.1%
年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	
項目	42年度	43年度	44年度	45年度	46年度	47年度	
推計人口	205	200	195	191	187	183	
世帯数(換算)	79	78	76	74	72	71	
整備世帯数累計	57	59	61	63	65	67	
普及率	72.2%	75.6%	80.3%	85.1%	90.3%	94.4%	

3-2-3 その他

県と市町村が参加して平成26年度より、「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」を開催し、下水道事業等に対する公営企業会計の

⁵ 平成26年度の実績値(世帯数122戸、人口315人)より算出した1戸当たり平均人数2.58を用いる。

⁶ 平成27年度末の整備世帯数を市町村設置24戸(実績)、個人設置3戸(見込み)、計27戸とする。

適用について共同研究してきた。その結果、平成 32 年 4 月からの公営企業会計適用を目標として、県を主体として希望する 3 市町で固定資産調査及び評価業務共同事業を実施する事になった。事業費は公共下水道事業で負担するため、本試算では、事業費を見込まない。

3-3 財源試算の基本的考え方

地方公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としている。本町の合併処理浄化槽事業は、収益的収支比率⁷が平成 26 年度の実績値で 79.7%となっており、使用料収入の確保が必要といえる。よって本試算では、収益的収支比率が 100%以上となるよう、平成 32 年度及び平成 37 年度に、使用料をそれぞれ 5%引き上げるほか、消費税の適正な転嫁を行い使用料収入の確保に努める。

3-3-1 財務状況の現状把握・分析、将来予測

平成 22 年度までに発行した企業債の計画期間における元利償還額は、表 2 のとおりである。

表 2 年度別償還表

(単位：千円)

年 度	期首未償還元金	年度中償還額		
		元 金	利 子	償還額計
平成 28 年度	9,247	1,231	62	1,293
平成 29 年度	8,016	1,349	53	1,402
平成 30 年度	6,667	1,358	43	1,401
平成 31 年度	5,309	1,368	34	1,402
平成 32 年度	3,941	1,377	24	1,401
平成 33 年度	2,564	1,128	15	1,143
平成 34 年度	1,436	789	8	797
平成 35 年度	647	421	3	424
平成 36 年度	226	113	1	114
平成 37 年度	113	113	1	114

⁷ 料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄っているかを表す経営指標のひとつ。100%未満である場合、単年度の収支が赤字であることを意味するため、100%以上となることが望ましい。

3-3-2 財源構成の検討

① 使用料

合併処理浄化槽使用料は、表 3 のとおりとなっている。

表 3 浄化槽使用料の現状

人槽区分	使用料 (月額)	
	住宅等	事業所等
5 人槽	3,080 円 (税抜 2,852 円)	4,110 円 (税抜 3,806 円)
6~7 人槽	3,700 円 (税抜 3,426 円)	4,930 円 (税抜 4,565 円)
8~10 人槽	4,730 円 (税抜 4,380 円)	6,270 円 (税抜 5,806 円)

平成 31 年 10 月に消費税率の引き上げが予定されているため、適正な転嫁を行う。消費税率引き上げ後の使用料は、表 4 のようになる。

表 4 消費税率 10% 時の参考使用料 (平成 31 年 10 月以降)

人槽区分	使用料 (月額)	
	住宅等	事業所等
【参考】 5 人槽	3,130 円 (+50 円) (税抜 2,852 円)	4,180 円 (+70 円) (税抜 3,806 円)
【参考】 6~7 人槽	3,760 円 (+60 円) (税抜 3,426 円)	5,020 円 (+90 円) (税抜 4,564 円)
【参考】 8~10 人槽	4,810 円 (+80 円) (税抜 4,380 円)	6,380 円 (+110 円) (税抜 5,806 円)

※参考使用料の上段カッコ書きは、現行使用料との差額

使用料を 5% 引き上げた場合は、表 5 のようになる。

表 5 5% 引き上げ時の参考使用料

人槽区分		使用料 (月額)	
		住宅等	事業所等
平成 32 年 4 月 以降	【参考】 5 人槽	3,280 円 (+200 円) (税抜 2,982 円)	4,380 円 (+270 円) (税抜 3,982 円)
	【参考】 6~7 人槽	3,940 円 (+240 円) (税抜 3,582 円)	5,270 円 (+340 円) (税抜 4,791 円)
	【参考】 8~10 人槽	5,050 円 (+320 円) (税抜 4,591 円)	6,690 円 (+420 円) (税抜 6,082 円)

人槽区分		使用料（月額）	
		住宅等	事業所等
平成 37年 4月 以降	【参考】 5人槽	3,440円（+360円） （税抜3,128円）	4,590円（+480円） （税抜4,173円）
	【参考】 6～7人槽	4,130円（+430円） （税抜3,755円）	5,530円（+600円） （税抜5,028円）
	【参考】 8～10人槽	5,300円（+570円） （税抜4,819円）	7,020円（+750円） （税抜6,382円）

※参考使用料の上段カッコ書きは、現行使用料との差額

② 一般会計からの繰出金

合併処理浄化槽事業の財源は使用料のみであり、自己資金は繰越金のみである。このため繰出金は、収支均衡となる必要額を見込む。

4 効率化・経営健全化の取り組み

4-1 組織、人材、定員及び給与に関する事項

4-1-1 効率的な組織の整備

現在、上下水道担当は建設課の上下水道係と給排水施設係の2係に配置されている。平成32年4月からの公営企業会計適用を目指して準備作業を進めていくこととしており、その中で、効率的な組織のあり方について検討を行う。

4-1-2 組織の活性化と人材の育成

人口減少による収入減の中、経費の縮減を図るための投資を行わなければならない。経営は非常に厳しいものになると考えられる。こうした難局を乗り切るためには、様々な改革を行う必要があり、その中でも職員の意識改革が第一に取り組むべき課題である。まずは、「住民生活に必要な公共サービスを提供し、使用料（対価）を得て経営している。」という企業としての基本意識の徹底を図る。また、「住民は顧客」と捉え、ニーズに対して最適の判断ができるサービス精神と経営感覚のある人材の育成に努める。

4-1-3 定員管理の推進

現在、事務職員4名と技術員1名で事業を担当している。企業会計適用に向けて企業管理者の配置の有無や、出納員の配置場所について検討が必要となる。

4-1-4 企業職員の給与の適正化

給与及び諸手当の改正について、人事院又は、秋田県人委員会勧告に準じて行っている。また、不適切な昇給運用はなく、特殊勤務手当等是正すべき取り扱いの事実もない。

4-1-5 人事管理

少ない人員で効率的に事務事業を進めるには、職員個々のスキルアップが不可欠である。平成 28 年度より人事評価制度の運用を開始したことにより、職員個々の特性を適切に評価し研修制度を積極的に活用して、企業会計の経営、経理等の習得に努める。

4-2 情報公開に関する事項

町の広報やホームページを積極的に活用し、事業の各種計画や財務状況の公開を進める。

5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

「経営戦略」の期間を今後 20 年間としているが、毎年度、進捗管理（モニタリング）を行うとともに、最低でも 5 年に一度見直し（ローリング）を行う。経営のあり方、事業手法等の見直しにあたっては、「経営戦略」の達成度や実績との乖離及びその原因を分析し、それらの結果を次期計画の策定に反映させる「計画策定(Plan) - 実施(Do) - 検証(Check) - 見直し(Action)」の P D C A サイクルにより、本経営戦略の事後検証と更新を図っていく。

平成 32 年度 4 月の公営企業法の適用に向け準備を進めているところであり、公営企業会計適用後には、適用後の会計に基づき経営戦略を見直す予定である。

6 (参考)

6-1 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

合併処理浄化槽は、汚水（生活雑排水やし尿）を速やかに浄化し排除することによって、居住環境や公衆衛生の向上に寄与し、あわせて河川、湖沼、沿岸海域等の公共用水域における水質保全に資することを目的としている。このことは、農業及び水産業を基幹産業とする本町にとって、自然環境の保護と天然資源の保全につながる重要なサービスである。

6-2 公営企業として実施する必要性に関する事項

公営企業は住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増

進していくためには、その経営環境の変化に適切に対応するためにも公営企業として実施することが不可欠である。

投資・財政計画

(単位:千円, %)

区 分		年 度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)
収益的収入	1	総 収 益 (A)	1,536	1,707	1,700	1,783	1,782	1,783	1,829	1,674	1,467	1,243	1,057	1,106	
	(1)	営 業 収 益 (B)	925	901	925	942	942	942	989	989	989	989	989	1,038	
		ア 料 金 収 入	925	901	925	942	942	942	989	989	989	989	989	1,038	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		うち雨水処理負担金													
	(2)	営 業 外 収 益	611	806	775	841	840	841	840	685	478	254	68	68	
		ア 他 会 計 繰 入 金	611	806	775	841	840	841	840	685	478	254	68	68	
		イ そ の 他													
	2	総 費 用 (D)	1,188	1,227	1,092	1,083	1,073	1,064	1,054	1,045	1,038	1,033	1,031	1,031	
	(1)	営 業 費 用	986	1,077	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	
		ア 職 員 給 与 費		74											
		うち退職手当													
		イ そ の 他	986	1,003	880	880	880	880	880	880	880	880	880	880	
(2)	営 業 外 費 用	202	150	212	203	193	184	174	165	158	153	151	151		
	ア 支 払 利 息	77	71	62	53	43	34	24	15	8	3	1	1		
	うち一時借入金利息														
	ア の 内 訳														
	① 雨 水 分	77	71	62	53	43	34	24	15	8	3	1	1		
	② 汚 水 分														
	イ そ の 他	125	79	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150		
3	収 支 差 引 (A)-(D) (E)	348	480	608	700	709	719	775	629	429	210	26	75		
資本的収入	1	資 本 的 収 入 (F)	1,331	1,344	588	1,603	1,603	1,603	1,556	1,453	1,314	1,165	1,041	992	
	(1)	地 方 債 債													
		うち資本費平準化債													
	(2)	他 会 計 補 助 金	1,121	1,315		1,015	1,015	1,015	968	865	726	577	453	404	
	(3)	他 会 計 借 入 金													
	(4)	固 定 資 産 売 却 代 金													
	(5)	国 (都 道 府 県) 補 助 金	210		588	588	588	588	588	588	588	588	588	588	
	(6)	工 事 負 担 金													
	(7)	そ の 他		29											
	2	資 本 的 支 出 (G)	3,100	2,313	3,031	2,303	2,312	2,322	2,331	2,082	1,743	1,375	1,067	1,067	
	(1)	建 設 改 良 費	510		954	954	954	954	954	954	954	954	954	954	
		うち職員給与費	69		72	72	72	72	72	72	72	72	72	72	
	(2)	地 方 債 償 還 金 (H)	789	1,222	1,231	1,349	1,358	1,368	1,377	1,128	789	421	113	113	
	(3)	他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金													
(4)	他 会 計 へ の 繰 出 金	1,801	1,091	846											
(5)	そ の 他														
3	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1,769	△ 969	△ 2,443	△ 700	△ 709	△ 719	△ 775	△ 629	△ 429	△ 210	△ 26	△ 75		

投資・財政計画

(単位:千円, %)

年 度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,421	△ 489	△ 1,835									
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	3,602	2,181	1,692									
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2,181	1,692	△ 143									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	2,181	1,692										
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	77.7%	69.7%	73.2%	73.3%	73.3%	73.3%	75.2%	77.0%	80.3%	85.5%	92.4%	96.7%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	925	901	925	942	942	942	989	989	989	989	989	1,038
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	10,468	9,247	8,016	6,667	5,309	3,941	2,564	1,436	647	226	113	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	26年度 (決算)	27年度 (決算)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
区 分												
収 益 的 収 支 分	611	878	775	841	840	841	840	685	478	254	68	68
うち基準内繰入金	519	775	775	841	840	841	840	685	478	254	68	68
うち基準外繰入金	92	103										
資 本 的 収 支 分	1,121	30		1,015	1,015	1,015	968	865	726	577	453	404
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	1,121	30		1,015	1,015	1,015	968	865	726	577	453	404
合 計	1,732	908	775	1,856	1,855	1,856	1,808	1,550	1,204	831	521	472

